

英米目録規則について  
The Anglo-American Cataloguing Rules, 1967

堀内郁子  
*Ikuko Horiuchi*

*Résumé*

The Anglo-American Cataloging Rules are studied by means of tracing their historical background and examining their structure, principles and differences from the old codes. Then the American and British attitudes toward the new rules are compared. In conclusion a suggestion is made for immediate and widespread adoption of the Rules in Japan.

(School of Library and Information Science).

序

- I. 英米目録規則成立の過程
- II. 規則の構造と原則, 各部の検討
- III. 全体的特徴
- IV. 規則の適用
- V. 結語

序

1961年パリで「目録法原則国際会議」が開かれて以来、世界中の国々で目録および目録法の再検討が活発となり、この会議で意見の一致をみた原則にもとづいて、多くの国々がそれぞれの目録規則の改訂を企て、1960年代は目録規則改訂の年代といえる。たとえば、スペインでは1964年に目録規則第3版を作ったが、これは著者名を戸籍上の正確な形でなく、著者が著作で使っている普通の形で記入するときめる等、国際会議の原則に添った規則を作った。1962年に発行されたブルガリアの目録規則もパリ原則の影響を受けているし、西ドイツもこれまでの団体を著者として認めないという態度を捨てて、団体

著者に関する条項を新しく作った。その他東欧諸国や、スカンジナビヤ諸国、フランス、オランダ各国のパリ会議以後の状況は *Unesco Bulletin for Libraries* の 21 巻 3 号に載っているが、<sup>1)</sup> 日本でも 1965 年に日本目録規則の新しい版を作り、広く日本の図書館で採用されている。NCR 1965 年版は特に標目関係の部分で国際協定の線にそって全面的に書き改めてあり、洋書の目録にも適用できるたてまえであるが、多くの洋書を扱う図書館では NCR だけでは不十分な場合がある。1967年に *Anglo-American Cataloging Rules* が完成し、日本でいち早くその北米版の全訳ができたのは、日本の図書館界でも洋書のための詳しい規則が必要であると痛感されていたことと、世界各国の多くの目録規則の中でもこの英米目

## 英米目録規則について

録規則がもっとも代表的な重要な規則と見なされたからであろう。日本語で読むことができるようになったことは、同規則の理解を助けるのに大いに役立ち、その普及を早めることとは思われるが、この規則を実際の仕事に役立てるには、この規則の成立の背景、構造、特長、前の規則との相異点等を掴んでいなければならないし、この規則を採用する意義も確めなければならない。これらの事柄を検討してこの規則の理解を深めることが本稿の目的である。

### I. 英米目録規則成立の過程

英米目録規則が1967年に完成するまでの34年間のいきさつは、規則の序文に記されているのでここには繰り返さないが、もう少し遠くその背景をさぐれば、PanizziとCutterが近代目録規則の基礎を築いた19世紀までさかのぼらなければならない。イタリアから亡命し苦難の末British Museumに司書の職を得たSir Anthony Panizzi (1797-1897)は、同図書館の混乱を極めた非能率的な目録を使いよくするために91条の規則を作り、これが1841年にはじめて発行された。<sup>2)</sup> この規則はそれまでの目録法のしきたりに大改訂を加えた近代目録規則の嚆矢ともいべき規則であるが、Panizziの卓越した考えを理解しない当時のおえらがたや同僚から嵐のような非難を浴び、迫害を受けた。しかし規則そのものは組織的かつ合理的で、新しい規則にまで受けつがれ、生かされている部分がたくさんある。たとえば、標目についての規則で、図書の中に出ているものから選び出すということや、団体著者という概念を考え出したことや、参照を使うこと等は最新の規則に受けつがれている。

アメリカでは1876年にCharles Ammi Cutter (1837-1903)が実際的でわかりやすい目録規則“Rules for a dictionary catalog”を作った。これには著者、書名、件名、形式標目、記述および記入の配列に関する規則を含む総合的なもので、全体を貫く原則は、利用者の便宜のためにはどうすべきかという観点から問題を解決してゆくことであった。

その後の目録法の歩みは停滞して進歩のあとがなく、PanizziやCutterの明快な、利用者のために使い易くという精神を忘れて、複雑多岐に条項をふやしていった。こうして退化の頂点に達したのが、1949年米国図書館協会から出版された“Cataloging rules for author and title entries”である。この規則ではきめられたことに対して例外が多く、例外の例外までであるという具合

で、一貫した考え方がなく、目録係にとっても利用者にとってもわかりにくく、できた目録は使いにくかった。この規則は1908年に英米共同で作った目録規則<sup>3)</sup>を改訂したものであるが、英国ではあまり使われず、依然として1908年版が採用されていた。このような状態が続くうち、1953年にSeymour Lubetzkyが“Cataloging rules and principles”を米国議会図書館より出すに及んで、これまでの停滞と退化の傾向にとどめを刺した。彼は全くとらわれない単純な心でALAの目録規則1949年版の各条項を、果して必要な条項であるかを疑ってみながら分析、検討していった。その結果、「著者がわかっている著作は著者名のもとに記入し、著者不詳の著作は書名のもとに記入する」という基本原則をたて、この原則で処理できない種々の場合を次の四つのグループに整理した。1. 多数著者の著作、2. 二つ以上の名前もっている著者、3. 二つ以上の書名もっている著作、4. 既存の著作に関係のある著作。更に団体著者は非常に複雑で厄介な問題を含んでいるので特別の考慮をほらい、規則を作るには形式主義を排して機能主義をとることとした。かくして1960年に“Code of cataloging rules: author and title entry; an unfinished draft”を作ってALAから発行した。これは進歩的な人々からは歓迎されたが、保守的な人々は、このように多くの変更を含む規則を採用すると、目録を作りかえる費用が大変だと心配した。

Lubetzkyの次に新英米目録規則の成立に重大な影響をおよぼしたのは1961年のパリにおける目録法原則会議で、この会議においては、Lubetzkyの原案を、国際的に受け入れられる形に調整して「原則に関する声明」を発表し、各国とも新規則を作る場合は、この原則に従うことを確認した。この確認に従って英、米、加3国の図書館協会が協力して完成したのがこの英米目録規則である。

### II. 英米目録規則の構造と原則、各部の検討

以上で英米目録規則の出来上るまでのごくあらましの経過を見て来たが、次にこの規則1巻はどのような構造になっているかを見る。全1巻は大きく三つの部分に分れ、第1部と第2部は図書および図書に類する資料を、第3部は、写本、地図、映画フィルム、楽譜、視聴覚資料等の非図書資料を扱う。第1部は著者または書名標目を作るための規則を、第2部は記述に関する規則を収めてある。この新規則の中で最も重要な部分は第1部で、量

的にも約半分の頁数を占めている。第1部は五つの章からなり、この中で著者名目録を作るための三つの決定を行なうための規定をしている。第1は誰が著者であるかをきめる作業で、これについては第1章標目の選定で扱われている。第2番目の作業は、標目に採用する著者名の形を定めることで、これについては第2章と第3章で個人著者名と団体著者名にわけて規定している。著者不詳の図書は書名で記入するが、書名の形式を定めるために第4章がある。著者名のわかっている著作でも、非常に多作な人、有名な人、たとえばシェークスピアの著作等は目録上多くの混乱、不統一が生じやすいので、第4章ではこれらの扱い方も規定している。第3の作業は参照に関する事柄で、著者名なり、利用者が最も思いつく標目のもとに記入してあっても、別の形から探す場合も多いので、それらの場合に対処するのが副出記入と参照である。副出記入については、第1章の終りに1条を設けてあるが、参照のためには第5章が充てられている。次に以上の各章を順次検討してゆくこととする。

#### A. 標目の選定

第1章はALAの1949年の規則と同様標目の選定に関してであるが、新規則では標目の選定に関する事柄は全部この章に集め、個人著作、団体著作、政府機関、法律関係、宗教関係等の出版物も全部含まれている。1948年規則では標目の選定と標目の形式とを一緒に扱っているので選定の問題が各所にちらばっている。新規則では「標目の問題は著者としての責任性の決定の問題として扱っている。それゆえに標目選定の一般原則は、目録すべき図書においてこのような責任が、個人間、団体間、個人対団体間でどう分担されているかという色々なパターンを分析することを中心にして構成されている」<sup>4)</sup>したがって標目の選定には次の一般原則が基本となっている。

- 1) 著者もしくは主たる著者（それが決定できる場合）のもとに記入する。
- 2) 著者や主たる著者がなく、編者がその著作の存在に第一義的な責任を有するときは、編者のもとに記入する。
- 3) 種々な著者の著作を集めた合集の場合、標題紙上に編さん者名の表示があれば、編さん者名のもとに記入する。
- 4) それ以外の著者性が散漫であったり、確定できなかつたり、不明の場合は書名のもとに記入する。<sup>5)</sup>

標目の選定の章で、ALAの1949年の規則と違うおもな点は、まず第2条に「著者不詳不確定な著作もしくは無名グループによる著作は書名から記入する」とあり、前の規則の著者をあらわしている語句のもとに記入を作るというきまりがなくなったので、

A memorial to Congress against an increase of duties on importations, by citizens of Boston and vicinity.

の例で Boston. Citizens という標目は作らなくてよいことになった。このような記入は採す立場に立った場合殆んど無意味なので合理的な改善である。

第3, 4, 5条は、著者の責任が分担されている著作、編者の指揮のもとに製作された著作、および合集について、旧規則の第3, 4, 5条と対応しているが、旧規則が記念論文集とか辞典とかいう著作の形態に従って規定しているのに対して、新規則では著者のタイプ、責任度によって規定し、著者名主記入の大原則の上に立っている。第6条逐次刊行物は、誌名、団体名、個人著者名のいずれかのもとに記入するが、それぞれどういう場合にそのように記入するかを規定している。旧規則との大きな違いは、6条D項の、誌名、著者、もしくは団体著者名の変更があった場合、変更のあった後に刊行された号に対しては別箇の記入を作成するという規定である。しかし米国議会図書館では、誌名、発行団体、発行団体名の変更は無視して、各逐次刊行物を一つの書誌的単位として目録し、記入は最新の巻にもとづくという従来規則を踏襲することとしている。

第7条から18条までは著者性の混合している著作について基本記入の標目を選ぶ指針を与えているのであるが、近頃の出版形態の複雑化につれて、執筆、翻案、さし絵、翻訳、編集、監修等著者性も非常に複雑化しているので、混合した著者性における分担の組合せで幾通りも場合ができ、それらすべての場合を規定することは不可能であるから、一般的な場合を列挙してある。団体著者における複雑さに至っては無限といってよいが、団体著者か個人著者か、親団体か下部機構かというようなむずかしい判定にできる限りの指針を与えている。

関連著作については、旧規則のようにたくさんの条項を設けず、総合的に扱い、基本原則にのっとり、著者+書名または書名のもとに記入するとあるが、あとに続くたくさんの例をみるとどのように扱えばよいかがよくわかる。この条項のみでなく、全般的にあげてある例が重要な役割を果しているから、これらは無視すると規則

の価値は半減し、理解が不充分となる。

この章の最後の部分は、法律関係および宗教関係出版物の特別規則であるが、ここでも基本原則を特定の出版物にあてはめただけであって、法律関係出版物には政府機関、宗教関係出版物には教会という団体著者を標目にたてている。どちらの場合も Laws, statutes, etc., Liturgy and ritual というような形式副標目を附して、同じ著者の著作の中で特定のタイプの著作を一か所に集める工夫をこらしてある。

## B. 個人標目

個人標目については第40条の基本規則に、「個人は、その名前が本名、変名、綽名、貴族の称号、または、その他の名称のいずれであるかを問わず、一般に知られている名のもとに記入するとあり、以下の条項はこの規則をふえんして色々な場合に当てはめたものである。個人名を標目として記入することは一見簡単なようであるが、実際には厄介な問題を含んでいる。たとえば同一の著者がちがった名前を使ったり、Christian Willem Hendrick Van der Post というような長い名前でどこからが姓かわからない人や、結婚して姓がかわった婦人や、姓のない人や、同姓同名の別人というような場合がある。新しい規則では筆名を標目としてとることができるようになった。いくつかの名前を使って書いている人については、一つの名前を選んで全部の著作を一か所に集めて記入する。別法として、それぞれの著作に対して著者が使用した名前のもとに記入し、参照で関連づける方法も認められている。大きい学術図書館で歴史的に古くからの蔵書を持っているような所では、同一人の著作は全部一か所に集まっているのが便利であろうが、常識的で現実的な方針を貫こうとするこの新規則では別法の方が合理的であると思われる。ある医学者が本名で医学書を書き、筆名で推理小説を書くというような場合目録をひく人の関心は、どちらか一つのグループの図書にあって、別のグループの本も一緒に集っていないと困るということはないので、参照で両者を関係づけておけば充分である。

西洋人名には、名前が一番完全な形で記入するか、イニシャルを使うかという問題があるが、これも基本規則に従って最も知られている形を使うことになっている。

名前の形がきまっても、複合姓の場合どの部分から記入するかという問題が残るが、これについては、国別または言語別に姓名を分析し、国または言語別のアルファ

ベット順に指針を与え、豊富な例が示してある。旧規則よりわかり易く、充実した。

## C. 団体標目

団体標目の問題は、全目録法の中でも最も厄介な分野の一つである。まず団体とは何かという最も根本的な点からして問題である。新規則によれば、団体とは「ある名称によって識別され、一つの実体として行動するかもしくは行動する可能性をもつ個人の組織やグループをいう」<sup>9)</sup>とある。この定義によれば、あるグループが団体であるためには、名前をもっていなければならない。したがって名前のないグループの著作は無著者名の著作として書名から記入することとなり、“Boston. Citizens” というような無意味な標目を作る必要がない。しかし新規則も団体はいかなる場合に著者になり得るかという点については十分に答えてくれている。一著作の出版について団体がどのようにかかわりをもったかという程度には色々の段階があり、かかわり方も多様である。“Author”, “sponsor”, “publisher”, “prepared for” “issued by” というような語でもわかる通り一概に著者と断定できない場合が多い。第17条では著者性の混合している著作の一つのタイプとして団体著者か個人著者かの選択の問題を論じていて、団体著者の著作とは「その性質から、必然的に団体の集団的思想や活動を表現している」もので、たとえば「団体の方針、運営もしくは管理に關した正式記録や報告、声明、研究、通報」等であるという。ただし、職員や従業員によって作成された単行の報告書であって学術的調査や科学研究の結果を収録したものは除外する」とあって個人著者を重視し、団体著者の範囲を限定している。たしかに大学などである研究を企画し、一教員がその研究に従事してその成果を大学から出版した場合、その出版物と大学、その出版物と研究した教員との著者性の関係を比較すると、後者の方が比重が大ききように思われるので、団体たる大学を著者とししないのは妥当な線であろう。

団体名の形式は、その出版物に載っているものと、他の場所即ち参考資料等に出ているものと違っている場合があり、同一出版物の中でも、場所によって違っていることもある。このような場合、新規則の根本方針に従って最もよく知られている形をとる。出版物にある異なった形には、簡単な形、公式の形、有力な形、最新の形等があるが、標目としてとる優先順位をきめてある。慣用名、名称の言語等に関する規則も、最もよく知られ使わ

れる形をとるという方針で貫かれている。

団体の下部機関と関連機構については、直接その機関名のもとに記入するたてまえであるが、下部機関の名称がはっきりしなかったり、標目として有用でない場合は、上部団体から記入するとして、色々な名称を分析して直接その団体名から記入しない場合を種類にわけてあげてある。

新規則で旧規則とか変わった大きな点は、公共機関 (Institution) と協会 (Society) の扱いを区別しなくなったことである。団体の性格とか、物理的な建造物をもっているかないかというようなことで扱い方を区別せず、団体はその名称によって識別するというたてまえにより、直接その名称のもとに記入する。しかし英米目録規則北米版は、第98条、99条において例外を認め、教会、学校、図書館、美術館等の団体は所在地名のもとに記入することを定めた。これについて脚注に「これらの例外規則は、主としてアメリカの多くの調査図書館における経済事情から要求されたものである。こうした例外を設けないと、団体の一般規則の条項によって現存する莫大な目録を改訂する費用は天文学的なものになると思われる」と述べている。この脚注でもわかる通り、このように原則から離れて古いやり方を残すのは理論的な根拠によるのでなく専ら経済的な理由による。今や米国はアポロ計画に成功して月世界に星条旗を打ち立てて国威を世界に宣揚し大得意である。技術と繁栄を誇り、この計画には9兆円を投じたアメリカが、目録記入の改訂をする費用が天文学的なものになるというので規則の原則をねじまげてしまうのはいささかけちくさい話である。ちなみに英国版ではこのような例外的条項は設けられていない。

#### D. 統一書名

統一書名は「ある作品の各版やその翻訳などがいろいろ異った書名ででているとき、そのすべての目録記入を一箇所に集めるため」に講じられた手段で、ALAの規則では無著者名古典や聖典類に使われていたが、現代の著作や個々の著者の作品に対しても適用できる。英国では British Museum 等の大図書館では、新規則のできる以前から filing title として統一書名を使い著者名標目と記述部分との間に挿入してきた。しかし規則の序言にもある通りこの規則の適用の必要性は図書館によってそれぞれ異なり、作品の一般的な有名度や、版や翻訳などの数量にも関連している。もし一つの図書館がある著

作について統一書名が必要であると感じたならば、ここに定められた基本規則に従って作ることができる。

#### E. 参 照

第1部の最後の章は参照についてである。前章までで基本記入の標目の選定とその形式を定めることを規定し、必要に応じて主記入を補う副出記入の指示をして来たのであるが、基本記入と副出記入に使われなかった標目で探される場合もあり得るので、そういう場合に対処する手段が参照である。まず、著者書名目録における“見よ”参照および“をも見よ”参照の一般的機能を述べ、次に個人名、団体名、統一書名、全集版などの集合書名の色々な異なった形より各種の参照をすることの指示を与えその例をあげてある。また副出記入の代用としての参照についても述べてある。この章でも豊富にあげてある例が非常に有用である。参照を作ることは基本記入や副出記入を作ることにくらべると、余分な仕事のような感じがするし、難かしくて厄介なのでおろそかにされやすいが、参照のついていない目録は十分に機能を発揮することができないので、この章をよく学ぶことによって過不足のない適度の参照を作ることが大切である。

#### F. 記 述

第2部は記述であるが、標目を選定してその形式を定めたら、次は記述に移るのであるから、記述に関する規則が同じ1冊の中に取められているのは便利である。

一体に記述目録はカタローガーに重視されない傾向があるが、一つには、図書の記述は古い書誌学的記述に基づいているが、古い書誌学的記述と現代の忙しい図書館の目録の記述とはその目的が同じでなく、実情にあわないということがある。二つには、記述の詳しさの必要度は図書館により非常に異なるということである。人手の少ない学校図書館や会社の小図書室と British Museum や Library of Congress とでは記述のし方が違うであろうし、同一図書館でも資料のタイプによって記述の程度が異なるであろう。目録規則としては原則を示すにとどまり、その適用は個々の図書館にまかせるという態度をとっている。その根本原則とは、ある資料を他の資料から見分けるために、その主要な特徴を述べ、他の資料との書誌的關係を無駄なく簡潔に提示することである。記述関係規則の内容は大体において、1949年米国会図書館から発行された前の規則と大きなかわりはなく、ある部分は簡単にし、ある部分はふえんしてはつきりさせ

## 英米目録規則について

たという程度である。変わったことの一つに第 134 条の著者表示がある。LC の規則では特定の場合を除いて著者表示はしないたてまえになっていたが、今度の規則では表示することをたてまえとして省略できる場合を示してある。1949年の規則以前には著者表示はすべて機械的に行なうことになっていたから、たてまえとしては1949年以前にもどったことになる。NCR 1965年版は LC の1949年の規則と同様誤解を生じない限り表示しないことになっているので、日本で洋書に英米目録規則を採用すると、洋書と和書のやり方をかえることになる。または和書、洋書ともに NCR の著者表示法に従うか、両方を英米規則によるのかの三通りのうちのどれかを選ばなければならない。出版事項の部分は LC の規則より詳しくなり、明確になった。さし絵類の記載は前より簡単になり、特に重要なタイプのさし絵でない限り、あらゆるタイプのさし絵類をまとめて“illus.”と記載するとした。LC の規則では肖像と地図を除くすべてのさし絵をまとめて“illus.”としてもよいとなっていた。

逐次刊行物の記述に関する規則も詳しくなり、基本的には単行書と同じに扱うが、単行書目録法との相違点を明らかにし、それに応じて各部分をこまかく規定した。逐次刊行物の次にはインキュナブラと写真およびその他の複製の記述の規定がある。複写技術の発達により複製資料が増大している折柄有用な部分である。

### G. 非図書資料

第 3 部は非図書資料で、写本、地図、映画フィルム、楽譜、視聴覚資料、絵画等の標目と記述について規定しているが、大体において ALA の 1949 年の規則および LC の記述目録規則と大差はない。非図書資料は図書のように著者がはっきりしない場合が多く、形態が違うので記述のし方もかえなければならず図書のための規定で間に合わない点を取りだして規定している。近年図書以外の資料が益々増加してくる傾向にあり、これらの資料についての総合的な規則が 1 冊の本の中に収められているのは便利である。しかし非図書資料のコレクションはその量や質や利用者などにより、規則の適用のし方も色々であろうし、組織法もそれぞれの図書館の条件にあったものでなければならない。

巻末には、I. 用語解説、II. 大文字使用法、III. 略字、IV. 数字、V. 句読法と発音符号、VI. 英国版と相違した標目の選定と形式の決定に関する規則、の六つの附録がついていて、いずれも有用であるが、特に第 5 番

目の「句読法と発音符号」は日本人にとって正しく使うのは難かしいので、このように簡明瞭にしかも総合的に基準が示されているのは有りがたい。

### III. 全体的特徴

以上で英米目録規則を概観したが、この規則の全体的特徴は前にも述べた通り、まず原則を打ちたてて、それにのっとって論理的に組織的に諸規則を定めていったことである。次にこの規則の構成には分類の手法が使われていて、まず全体の骨組みを明確にし、各分野の規則は一般から特殊へと進み、一分野の最初の規定は、以下のその分野の全体にあてはまるように組みたてられている。たとえば第49条の個人標目の基本規則「個人は、その名前が本名、変名、綽名、貴族の称号、または、その他の名称のいずれであるかを問わず、一般に知られている名前のもとに記入する」というのはどのようなタイプの個人名にも適用される。このように全体の構成がきちんとしているので一時の思いつきや都合で余計な条項を作ると他の条項と矛盾したり、複雑さを増して使いにくくするという ALA の規則 1949 年版の犯した失敗を防ごうとしている。目録機械化の時代に即応する配慮がなされていないとか、記述目録規則をもつと簡素化すべきであるというような批判もあるが、全体としてこれまでの規則よりは大巾に改善された立派な規則であることは万人の認める所である。Council on British National Bibliography の編集者 J. C. Downing は「英米目録規則は数十年間の多くの人々の努力の結晶で、英米目録規則（英国版）は、単行本として Library Association がこれまでに出版した最も重要な著作であり、将来にわたってもこれより重要な出版物は当分出ないであろう」<sup>7)</sup> と言っている。またオーストラリアの Sydney University Library の Jack R. Nelson は英米目録規則をただちに広く採用することが我々のとるべき唯一の道で、これを採用しないことは、目録法に新しいアプローチをとって、国内的、国際的に標準化と協体制を促進することに背を向けることであり、ライブラリアンシップの自殺行為であるという。<sup>8)</sup>

### IV. 英米目録規則の適用

上述の Nelson の論法をもってすれば、アメリカのライブラリアンシップは半分自殺しかかっている。議会図書館はこの目録規則が出版される半年も前から、直ちに新規則を全面的に採用しないで“Superimposition”(添

加)の方法をとると予告していた。“Superimposition”とは、議会図書館にとって初めての新しい個人および団体の標目にのみ新規規則を適用するということである。議会図書館のように大きな図書館にとって新しい標目というのはごく僅かであるから、新規規則の適用は極めて少しずつゆっくりと行なわれ、全規則の完全適用ということは絶対にない。したがって新規規則によってもたらされるべき目録の改善進歩は殆んど行なわれないことになる。とすれば新規規則を出版した目的は何なのであろうか。議会図書館のこのような方針を知らされた米国の他の図書館はどのような態度をとるのであろうか。考えられる三つの態度は 1. 新規規則を無視する, 2. 議会図書館のやり方に従う, 3. 議会図書館の方針を無視して新規規則に従うである。しかし現実には米国の図書館は労力の重複を避けるためにできるだけ国立の図書館のサービスを受用する方針が徹底して、議会図書館の印刷カードを購入したり、Publisher's Weekly や American Book Publishing Record や National Union Catalog に記載されている議会図書館の作った目録データを使って議会図書館の目録に頼っているので、議会図書館の目録に従うより仕方がない。

こういう事態が判明して更に困ったのは、目録法を教える図書館学校である。Western Michigan University の図書館学科では、新規規則を教えることにきめたが、現実には図書館目録は ALA の規則で作られているということであれば ALA の規則を教えないわけにはゆかないということになり、他の42の公認の図書館学校に質問状を送ったところ、全部の学校から回答が来て、そのうち40校は新規規則を教えるが必要に応じて ALA の規則にも言及するというような意見であった。<sup>9)</sup> 図書館学校の卒業生は新規規則によって目録をとれるように教育され、協会 (society) と公共機関 (Institution) の区別はつけられないということになり、現場の図書館では役に立たないカタローガーが養成されることになる。このように米国では議会図書館をはじめとする大図書館の新規規則に対する消極的態度が矛盾をうみ、各方面から批判の声があがっている。

一方イギリスでは、ALA の 1949 年の規則はあまり普及せず、1908年の規則を使っていた所が多いので、新規規則の94%はそのまま受け入れられるという。<sup>10)</sup> 大きく違う点は筆名の著者の部分であるが、これも別法を使えば新規規則から逸脱することはない。Council on British National Bibliography では1967年10月の最終討議です

べての反対や保留意見を排除して、英米目録規則を全面的に採用することに決定し、1968年から実行しはじめた。そのためにこれまで British National Bibliography の累積版を5年毎に出していたのを3年毎の周期に変えることとした。また Council on British National Bibliography では MARC (Machine Readable Catalog) を計画中であるが、計画の段階で英米目録規則を適用して得た経験、データをできるだけ集めて MARC の実施に備え、今後の規則の改訂に備えようという考えもある。このようにイギリスの場合、規則そのものも北米版より英国版の方が進歩的であり、適用の面でもより積極的である。

## V. 結 語

新規規則適用の問題は、主として物理的、経済的困難に起因し、知的困難によるものではない。適用することとは目録を全部作り直すということを意味しない。一番大切なのは採用に踏み切ってとり組む姿勢をもつかどうかにかかっている。

日本ではどんな大きい学術図書館でも欧米の大図書館にくらべれば、洋書の数は少ないし、これまでに洋書の目録法が充分確立していたわけではないから、新規規則を採用することは欧米の図書館よりは遙かに楽な筈である。今後目録すべき洋書の数は、すでに目録をとった洋書の数にくらべれば無限に多いし新規規則に切りかえることはできるだけ早く敢行した方が経済的にも得であるし、目録の国際的標準化に役立ち、国際協力の仲間入りができるというものである。しかし目下の日本の現状では英米目録規則への関心はあまり高くないようで、この規則について論ずる声をきかない。僅かに丸山昭二郎氏が神奈川県図書館学会研究会で「英米目録規則と日本目録規則との関係」を論じられた講演要旨が神奈川県図書館学会誌第26号に載っている。もっと多方面で新規規則の学習をし、使ってみて色々な意見を出しながら、折角の宝を活用する方向へもってゆきたいものである。

(図書館・情報学科)

- 1) Chaplin, A. H. "Cataloging principles: five years after the Paris conference," *Unesco bulletin for libraries*, vol. 21, May-Jun. 1967, p. 140.
- 2) *Rules for compiling the catalogue of printed books, maps and music in the British Museum*. London, British Museum, 1841.

英米目録規則について

- 3) *Cataloguing rules: author and title entries compiled by committees of the Library Association and the American Library Association.* 1908.
- 4) 英米目録規則 北米版. 日本図書館協会, 1968, p. 28.
- 5) *Ibid.*, p. 33.
- 6) *Ibid.*, p. 35 脚注
- 7) Downing, J. C. "The Anglo-American Cataloguing Rules, 1967," *Library world*, vol. 70, Feb. 1969, p. 200.
- 8) Nelson, Jack R. "The blue book versus the red book; some reflections on the new cataloguing code," *Australian library journal*, vol. 16, Jun. 1967, p. 123.
- 9) Lehnus, Donald J. "The Anglo-American cataloging rules; their teaching vs their use," *Library journal*, vol. 93, Sept. 1968, p. 2976.
- 10) Downing, J. C., *op. cit.*, p. 204.